

4) 魚類

(1) 調査方法

① 魚類相調査

川辺川及び球磨川における魚類の生息に関する既往の文献を整理した。

現地調査としては、刺網、投網及び延縄を用いた採集を行うとともに、潜水による目視観察も行った。

② 調査時期

調査時期は表 4.4.1.2-14 に示すとおりである。

表 4.4.1.2-14 魚類調査時期

調査項目	調査時期
魚類相調査	・昭和 52 年 7 月 ・昭和 53 年 12 月 ・昭和 55 年 6、7、8、9、10、11 月 ・昭和 61 年 8、9、10 月 ・昭和 62 年 6、7、8、9 月 ・昭和 63 年 5、8、10 月 ・平成元年 8 月 ・平成 8 年 9 月

③ 調査区域

調査区域は図 4.4.1.2-17 に示すとおりであり、湛水予定区域及びその上下流の川辺川、その上流の五木小川とした。

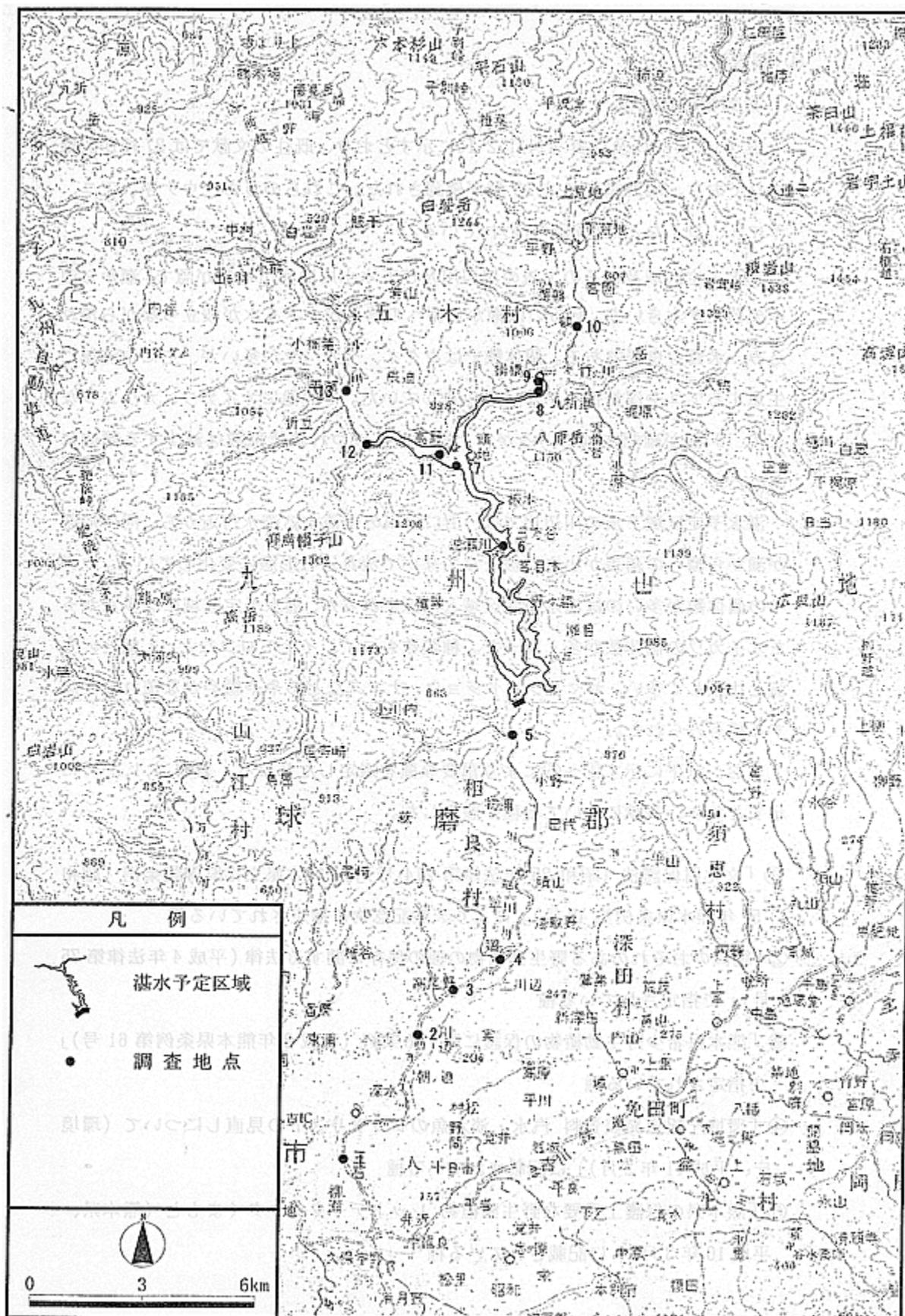


图 4.4.1.2-17 魚類相調査地点

④ 調査結果

a 魚類相調査結果

表 4.4.1.2-15 及び表 4.4.1.2-16 に示すとおり、既往の文献では 27 種が記録されており、現地調査では 18 種が確認された。これらのうち、ウナギ、アユ、ヤマメ、コイなどは放流が行われている。

湛水予定区域及びその上流の川辺川及び五木小川は河川勾配が急で、瀬から淵への落差が大きい。あるいは瀬から淵への落差が小さく水が波立ちながら流れ込み、水質も良好である。個体数ではウグイ、タカハヤが多いが、主に中流域に生息するアユや溪流性のヤマメも生息していた。その他にオイカワ、カワムツなどの 10 種が確認されているが、上流になるにつれ確認種数は減少する傾向にあった。

湛水予定区域下流の川辺川では、山口谷川の合流する深水付近から、河川形態が瀬から淵への落差が小さく波を立てないで流れ込む形態に変化している。ウグイの個体数が多いのは湛水予定区域と同様であるが、湛水予定区域には少なかったオイカワの個体数が多くなった。種類数もコイ、イトモロコなど 18 種と、上流と比較して多い。ヤマトシマドジョウ、ナマズなどのやや緩やかな流れに生息する種もみられた。

なお、以下に示す①～⑤により重要な種を選定したところ、表 4.4.1.2-17 に示すとおり、文献において 5 種が該当した。

①「文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)」、「熊本県文化財保護条例(昭和 51 年熊本県条例第 48 号)」により天然記念物に指定されている種

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号)」で指定されている種

③「熊本県希少野生動植物の保護に関する条例(平成 2 年熊本県条例第 61 号)」で指定されている種

④「環境庁報道発表資料 汽水・淡水魚のレッドリストの見直しについて(環境庁、平成 11 年 2 月)」に記載されている種

⑤「熊本県の保護上重要な野生動植物 レッドデータブックくまもと(熊本県、平成 10 年 3 月)」に記載されている種

文献においてのみ記録があるスナヤツメ、ヤリタナゴ、アブラボテ、メダカ、カマキリは、中～下流域や細流に生息する種であり、事業区域に分布する可能性は低いものと考えられる。

表 4.4.1.2-15 魚類の確認種

No.	目名	科名	和名	学名	文献 1)	現地 調査
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ	<i>Lethenteron reissneri</i>	○	
2	ウナギ	ウナギ	ウナギ	<i>Anguilla japonica</i>	○	○
3	コイ	コイ	コイ	<i>Cyprinus carpio</i>	○	○
4			ゲンゴロウブナ	<i>Carassius cuvieri</i>	○	○
5			ギンブナ	<i>Carassius auratus langsdorffii</i>	○	○
			フナ類	<i>Carassius sp.</i>	○	○
6			ヤリタナゴ	<i>Tanakia lanceolata</i>	○	
7			アブラボテ	<i>Tanakia limbata</i>	○	
8			タイリクバラタナゴ	<i>Rhodeus ocellatus ocellatus</i>	○	
			バラタナゴ類	<i>Rhodeus sp.</i>	○	
9			ハス	<i>Opsariichthys uncirostris uncirostris</i>	○	
10			オイカワ	<i>Zacco platypus</i>	○	○
11			カワムツ	<i>Zacco temminckii</i>		○
			カワムツ類	<i>Zacco sp.</i>	○	○
12			タカハヤ	<i>Phoxinus oxycephalus juyi</i>	○	○
13			ウグイ	<i>Tribolodon hakonensis</i>	○	○
14			カマツカ	<i>Pseudogobio esocinus esocinus</i>	○	○
15			ニゴイ	<i>Hemibarbus barbus</i>	○	
16	イトモロコ	<i>Squalidus gracilis gracilis</i>	○	○		
17		ドジョウ	ドジョウ	<i>Misgurnus anguillicaudatus</i>	○	
18			ヤマトシマドジョウ ²⁾	<i>Cobitis matsubarai</i>	○	○
19	ナマズ	ナマズ	ナマズ	<i>Silurus asotus</i>	○	○
20	サケ	アユ	アユ	<i>Plecoglossus altivelis altivelis</i>	○	○

9	カマツカ	○	○	○		○	○	○						
10	イトモロコ	○	○	○		○								
11	ヤマトシマドジョウ	○	○	○		○								
12	ナマズ	○												
13	アユ	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
14	ヤマメ		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
15	ニジマス	○					○							
16	ブルーギル	○												
17	ドンコ	○	○	○		○	○	○	○	○			○	○
18	トウヨシノボリ	○	○											
計		16	13	12	1	11	10	8	7	6	7	5	5	5

表 4.4.1.2-17 重要な魚類

No.	種名	文献	現地 調査	選定根拠 ¹⁾				
				①	②	③	④	⑤
1	スナヤツメ	○					VU	R
2	ヤリタナゴ	○						R
3	アブラボテ	○						R
4	メダカ	○					VU	
5	カマキリ	○						Ex
計	5	5	0	0	0	0	2	4

1) 重要な種の選定根拠は以下のとおりである。なお、④⑤の定義の詳細については、巻末の資料編に示した。

①「文化財保護法」、「熊本県文化財保護条例」により天然記念物に指定されている種

特：国指定特別天然記念物 国：国指定天然記念物 県：県指定天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で指定されている種

I：国内希少野生動植物

③「熊本県希少野生動植物の保護に関する条例」で指定されている種

④「環境庁報道発表資料 汽水・淡水魚類のレッドリストの見直しについて」に記載されている種

EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR:絶滅危惧 IA類 EN:絶滅危惧 IB類 VU:絶滅危惧 II類

NT:準絶滅危惧 DD:情報不足

⑤「熊本県の保護上重要な野生動植物 レッドデータブックくまもと」に記載されている種

Ex:絶滅 E:絶滅危惧 V:危急 R:希少 DD:情報不足